

## アーキビスト認証委員会（第13回）議事の記録

1 開催日時 令和4年3月11日（金） 13時30分～16時00分

2 開催場所 国立公文書館4階会議室

### 3 出席者

(委員長)	高埜 利彦	(学習院大学名誉教授)
(委員長代理)	大友 一雄	(国文学研究資料館名誉教授)
(委員)	井口 和起	(京都府立京都学・歴彩館顧問)
	井上 由里子	(一橋大学大学院教授)
	大賀 妙子	(国立公文書館アドバイザー)
	太田 富康	(埼玉県立文書館主任専門員)
	福井 仁史	(迎賓館長)

(内閣府)	吉田 真晃	大臣官房公文書管理課長
(国立公文書館)	鎌田 薫	館長
	梅原 康嗣	統括公文書専門官
	幕田 兼治	首席公文書専門官
	伊藤 一晴	上席公文書専門官

### 4 議題

- (1) 令和3年度アーキビスト認証の審査結果に係る異議の申立て
- (2) 令和3年度の実施結果と令和4年度の実施に向けた対応（報告）
- (3) 認証アーキビスト更新に係る研修会等について
- (4) 認証アーキビストに係る実態調査の実施について
- (5) アーキビスト認証に係る拡充検討について

### 5 概要

- 高埜委員長 ただいまから、第13回アーキビスト認証委員会を開会する。  
本日は、7名の委員全員ご出席いただいております。アーキビスト認証委員会規則第7条第1項により、議決を行うことができる会議として成立している。  
それでは、事務局から本日の進め方について、説明をお願いしたい。
- 幕田首席公文書専門官 本日は、運営の都合上、まず議題1として、異議の申立てについてご審議をお願いしたい。議題1の審議終了後、一旦休憩をはさんで再開し、議題2以降から審議を進めていただきたい。

#### 議題1 令和3年度アーキビスト認証の審査結果に係る異議の申立て

- 高埜委員長 早速、議題に入りたいと思う。  
なお、本日は東日本大震災発生11年となることから、震災の発生時刻である午後2時46分に黙祷を捧げたいと思う。  
それでは、議題1「令和3年度アーキビスト認証の審査結果に係る異議の申立て」であるが、アーキビスト認証委員会規則第7条第4項では、「委員会は、これを公開する。ただし、第2条第1項に定める審査等その他必要が認められる場合、委員長は、議決を経て、非

公開とすることができる」と規定している。この議題1について、委員会を非公開とする議決をとりたいと思うが、いかがであろうか。

(「異議なし」の声あり)

○高埜委員長 それでは、異議なしということで、これ以降の委員会を非公開とする。

(以下、非公開)

○高埜委員長 それでは、ここまでを非公開の委員会とする。

( 休 憩 )

( 鎌田館長、梅原統括公文書専門官、吉田公文書管理課長、入室 )

○高埜委員長 それでは再開する。まず、鎌田薫館長よりご挨拶をお願いしたい。

○鎌田館長 委員の先生方、この大変お忙しい時期で、また、コロナが収まり切っていない中、ご出席いただき感謝申し上げます。

既にご承知のとおり、本年1月1日付で、認証アーキビストとして新たに57名が加わり、合計247名となった。これもひとえに先生方のご尽力の賜物であり、心より御礼を申し上げます。

最近の当館の取り組みとしては、国立公文書館開館50周年、公文書管理法施行10周年記念の連続企画展の第3回に当たる「近現代の文書管理の歴史—記録を守る、未来に活かす。—」という展示会を開催しており、明後日で終了する。まだご覧になっていらっしゃらない委員の方は、帰りにでもお立ち寄りいただければと思っている。この3回の連続企画展で、開館50周年記念の特別企画展が一区切りとなる。

また、本年は、日本とモンゴルとの外交関係樹立50周年であり、これを記念する事業の一環として、オンライン資料紹介という形で、当館のホームページに「日本とモンゴル～綴られた交流のあゆみ～」という資料紹介ページを設け、モンゴル国公文書管理庁と協力し、両機関等が所蔵する13世紀から21世紀までの日本とモンゴル関係の歴史と資料を紹介している。初めて見るようなものも幾つか紹介しているので、ぜひご覧いただければと思う。

本日の認証委員会では、来年度のアーキビスト認証実施に向けた取組と、スケジュール案をご報告するとともに、認証アーキビストに係る実態調査及びアーキビスト認証に係る拡充検討などについてご議論いただきたい。来年度はアーキビスト認証も3年目に入るので、今後、認証アーキビストが社会に定着していくためにどのような取組が必要か、委員の先生方より率直なご意見を賜りたいので、何卒よろしくをお願いしたい。

○高埜委員長 次に、本日もご多忙の中ご出席いただいている吉田真晃公文書管理課長より、ご挨拶をお願いしたい。

○吉田公文書管理課長 委員の皆様には、アーキビストの認証や拡充の検討など日々ご尽力いただいております。本日、業務の都合があり冒頭の挨拶だけになるが、最近の公文書管理の動きについて少し説明したい。

前回も少し触れたが、公文書管理については、デジタル化に対応するために、公文書管理法の施行から10年の状況も踏まえ、大きく見直しを行っている。例えば、公文書管理に関する人材の育成をどうしていくか、行政機関の中で中核的な役割を担う人材をどう育てていくか、また、デジタル化にどう対応していくか、さらに、新館ができるに当たって、単にハードが充実するというだけではなく、どうやってソフト面でも充実していくのかということも大きな検討課題になっている。そうしたことも踏まえ、昨年4月以降、公文書管理委員会のデジタルワーキング・グループなどで議論をいただき、今年1月に、制度変更を伴う政令改正としては初めての政令改正をし、ガイドラインを大きく改定し、また、課長通知

ということで、具体的な細目などを細かく定めていくという、大きな取組の転換を図っている。

1つ大きく変わる点として、廃棄協議や、レコードスケジュールがある。各省が文書を作成したときにすぐ廃棄か移管かを判断しなさいとなっているが、移管か廃棄かの判断において、国立公文書館にまず相談しなさいと。すぐに相談してもらって、国立公文書館でこれは移管が適当という意見があれば、各省も、意見に沿って対応するというので、今年の4月からそういったルールに変えていこうとしている。そういった評価選別における館の役割がさらに高まっていくと思う。

また、今までは、1件1件来てからどうするかという相談はあったけれど、今後、館と各省との対話をできるだけ増やすことによって、1件1件というよりはむしろ、こういう文書の類型は移管したほうが良いというような、より包括的な相談ができるように、また、あらかじめ相談することによって、アーキビストの目線、考え方が各省の業務の中に浸透していくようにできればと思っている。

私は公文書管理課に着任して公文書管理を1年半ぐらいやっているが、行政文書の管理を見ていると、大事なものは制度と、デジタルになるとシステム、そして人であると思っている。特に人については、そういったアーカイブの視点とレコードマネジメントの視点をしっかりつなげられる人材も必要と思っている。また、各行政機関においても、研修を充実していこうと思っている。今ちょうど公文書監察という仕組みの中で、各省庁の研修のニーズやどういう取組をしているかを調べている。4月頃には公文書管理委員会で報告いただいて、それも踏まえて研修の充実を図っていこうと思っている。

研修の充実とは、一般の職員や一般管理職員に向けての研修もあり、また、そういった研修だけでなく、いかに各省のCRO、つまり、文書管理のそれぞれの組織で中核を担う組織の人材を強化していくのかということも重要なテーマだと思っている。今後、そういったことを集中的に、この夏ぐらいにかけて考えていきたいと思っている。それを踏まえて、令和5年度には、行政の中での研修、あるいは人材育成の仕組みを強化していきたいと考えている。

以上のような取組になるが、こうしたアーキビスト認証、またその拡充ということも踏まえながら、いろいろと検討と連携を進めていきたいと思うので、引き続きよろしく願いたい。

○高埜委員長 吉田課長は公務のため、途中退室する。

( 吉田公文書管理課長、退室 )

## 議題2 令和3年度の実施結果と令和4年度の実施に向けた対応（報告）

○高埜委員長 それでは、議題2に入りたい。「令和3年度の実施結果と令和4年度の実施に向けた対応（報告）」について、事務局よりご説明をお願いしたい。

○幕田首席公文書専門官 資料2・資料3に基づき説明

まず「1 令和3年度の実施結果」であるが、別紙1をご覧いただきたい。現在の認証アーキビスト247名が、都道府県ごとに何人いるのかを明示している。これを見ると少ないエリアがある印象を受けるが、いずれにしても、全国津々浦々に専門性の高い人材を配置していくために、当館としても地方公共団体に対する働きかけや促しを引き続き進めてまいりたい。毎回申し上げているが、地道にしっかりと根づくように進めてまいりたい。

「2 令和4年度の実施に向けた対応」として、令和3年度の審査結果を踏まえ、まずは申請者の方々が誤りなく申請しやすいよう「認証アーキビスト申請の手引き」を作っていきたい。委員会でも、そういう方針でしっかりと進めるようご意見をいただいているので、次回5月の認証委員会では、「申請の手引き」の案を先生方にお示ししたい。

具体的な課題としては、(1)「実務経験」に係る審査について、様式4実務経験説明書における「所属長等の確認」者が申請者本人である場合の取扱いがあった。また、(2)「調査研究能力」に係る審査については、「紀要の論文等」に係る共著の取扱い、申請者が関わっ

た条例・規則の取扱いがあった。こういった点については、しっかりと「申請の手引き」に明記していきたい。このほかに1号申請から2号申請への振替や、博士論文の取扱いなどについても、いろいろとご意見をいただいているので、そういったものもきちんと踏まえて、「申請の手引き」を作ってまいりたい。

「3 今後のスケジュール (案)」については、別紙2をご覧いただきたい。令和4年度の認証の実施については、令和2年度、令和3年度と同様の形で進めていきたいと考えており、「申請の手引き」は6月上旬をめどに公表して、これで令和4年度のアーキビスト認証のキックオフとしたい。そして、「申請の手引き」の内容をご理解いただくために、普及啓発事業として、「申請の手引き」の公表からあまり間を空けることなく、申請者向けの説明を、動画のかたちで配信したいと考えている。いつでもどこでも誰でも、申請者の聞きやすいところで聞いていただき、その中で質問事項があれば問い合わせさせていただく。事務局では、問い合わせいただいた方に返答するとともに、質問と回答内容を館のホームページで公開し、申請者全員が共有できるようにし、9月末まで進めてまいりたい。先生方には、今年度と同様に10月、11月の非常に短期間となるが審査をお願いして、来年1月1日付で認証を行いたい。引き続き、どうぞよろしくお願ひしたい。

また、先生方が所属されている機関など関係機関等において、アーキビスト認証の仕組みや、あるいは申請についての説明・広報の機会があれば、事前に当館にお声がけいただくなど、ご協力をお願いしたい。

次に、資料3は毎年度実施している報告であるが、学習院大学大学院、大阪大学大学院、島根大学大学院、当館、国文学研究資料館の既定課目・研修について、令和4年度以降に科目の変更等がないかどうかをこれから確認する。その上で、その科目・研修と認証アーキビスト審査規則別表1に定める知識・技能等の内容との対応関係を改めて確認するという作業をさせていただく。次回の5月の認証委員会でその結果をお示しして、体系的に学べる科目・研修であるということをご確認いただきたいと思う。

新たに昭和女子大学大学院と東北大学大学院において、令和4年度の開講に向けて準備が進められており、当館の担当と大学側の担当の間で、現在詰めているところである。資料3様式1に添付しているとおり、内容の確認を進めている。今後の作業は、各大学が設置している科目が認証アーキビスト審査規則別表1に定める知識・技能等の内容と合致しているかどうかを確認するための対応表を作り、5月の認証委員会でお示しして、そこで体系的に学べる大学院の科目であるということをご確認いただき、昨年の委員会でもご意見があったが、4月以降に開講しているかどうかを確認した上で、問題なければ審査細則を改正し、6月に公表したい。

- 高埜委員長 事務局から資料2と資料3に基づいてご説明いただいた。内容については5月に予定している次回委員会で審議、決定していきたいが、現在の段階で何かお気づきの点があれば、ご発言いただきたい。
- 大友委員 昭和女子大学の場合、生活文化研究専攻の方は、歴史や芸能史、美術史の人たちも、そこに属していながら、このアーキビスト養成プログラムを履修できるという形になっている。その上に、修士論文の作成が必修となっている。ということは、例えば、美術史や芸能史を専攻している人たちは、そこでも修士論文を書き、さらに、アーキビスト養成プログラムを履修すると、もう一本修士論文を書くことになるのか。修士論文を2本書くというふうに読めてしまうが、どういう形になっているのか。
- 幕田首席公文書専門官 アーキビスト養成プログラムは副専攻という形となるので、修士論文については、それぞれの主専攻のところで1本お書きいただく。2本書くことは想定していないと聞いている。
- 大友委員 そうすると、例えば、歴史学や美術史専攻の方がアーキビスト養成プログラムを履修すると、アーカイブズに関する論文作成は行わないで、授業を履修して単位を取得するだけ、ということになるか。
- 伊藤上席公文書専門官 おっしゃるとおり、アーカイブズに係る論文は書かなくてもよい。ちなみに、昭和女子大学の場合、資料3様式1裏面にあるとおり、日本史、東洋史、西洋史、アーカイブズ学、民俗学、芸能史、美術史、考古学、文化財保存学等の修士論文の作成とな

っており、アーカイブズ学でも修士論文は書けるけれど、それ以外の分野でもよいことになっている。

なお、東北大学についても、必要な 12 単位を修めていただければよく、アーカイブズ学の修士論文を書くことは課されていない。

- 大友委員 承知した。様式 1 の表面だけを見ると、修士論文作成指導は必修科目の中に入っているため、このプログラムを受講する者はアーカイブズに関する修士論文は必須のように読めてしまう。一方で、様式 1 裏面のカリキュラムの詳細を見ると、修士論文はどの専攻で書いてもいいと読めてしまう。
- 幕田首席公文書専門官 様式 1 については、大学から提出されたものであり、内容についてはあまり手をつけずに委員会の資料として出している。誤解のないように昭和女子大学と整理したいと思う。
- 高埜委員長 そろそろ、午後 2 時 46 分になる。東日本大震災の発生から 11 年が経つので、テレビ中継に合わせて黙祷を捧げたいと思う。皆様、ご起立ください。

(黙祷)

- 高埜委員長 皆様ありがとうございました。ご着席ください。  
それでは、議事を再開する。井口委員、どうぞ。
- 井口委員 東北大学は、科目の中に「情報関係法令論」と、それとは別に「アーカイブズ学特論」などが入っていてイメージがしやすいが、昭和女子大学の場合、「アーカイブズ情報論」とはデジタル系の話をするのか、それとも個人情報保護法や情報公開法などの法律が主軸なのか、どちらであるかが科目名からは少し分かりにくい。どちらにしろ、両方とも必要な科目だと思うが、具体的にはどのような内容であるか分かれば教えていただきたい。
- 幕田首席公文書専門官 今、詳細な資料が手元にないため、のちほどお答えしたい。ただ、各科目の詳細については、5 月の委員会でお示ししたいと思っている。
- 井口委員 承知した。
- 高埜委員長 それでは、議題 2 については 5 月の認証委員会でもう一度審議をしたいと思う。  
続いて、議題 3 「認証アーキビスト更新に係る研修会等について」、事務局からご説明をお願いしたい。

### 議題 3 認証アーキビスト更新に係る研修会等について

- 幕田首席公文書専門官 資料 4 に基づき説明  
資料 4 は報告事項となるが、まず、認証アーキビストの更新に係る研修会等について、更新に当たってポイントとなる研修の具体化を図っていくために、現在、アーカイブズ関係機関協議会の構成機関の長に対して照会を行っている。資料 4-1 裏面に、「(参考) 送付先一覧」を掲載している。具体的には、ARMA International 東京支部、企業史料協議会、記録管理学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、日本アーカイブズ学会、日本文書情報マネジメント協会、日本歴史学協会である。1 月 21 日に開催したアーカイブズ関係機関協議会の場で資料 4-1 を配付して研修等の情報提供を依頼しており、3 月末を回答期限としている。  
続いて、資料 4-2 であるが、アーキビスト認証関係の高等教育機関、研修実施機関として、学習院大学大学院、大阪大学大学院、島根大学大学院、国文学研究資料館、当館に対して、資料 4-1 と同様に研修等の情報提供を依頼している。  
今後、5 月の認証委員会においていただいた情報を踏まえ、更新に係る研修としてふさわしいものについて、各機関に対しても公表してよいか意向を確認したい。その後、できれば夏頃には認証委員会のご了解をいただき、更新にふさわしい研修の例示として館のホームページで公表したい。今回の照会に関する回答期限は、いったん 3 月末としているが、今後も随時情報提供は受け付けていきたい。  
個々の研修を指定するというよりは、こういう内容の研修であれば更新にふさわしい研修

であるということ、例示的に示していくということである。最終的には、5年後の更新申請の際に、その適合性について、認証委員会でご判断いただくという段取りで進めたいと考えている。

- 高埜委員長 議題3についても、次回の5月の認証委員会において情報収集の結果を報告いただけるということによいか。
- 幕田首席公文書専門官 そのとおりである。情報提供があった研修の中から、認証アーキビストが更新する際に必要な研修として例示するものについてご意見、ご議論いただければと思っている。
- 高埜委員長 ご発言なければ、次の議題に移りたい。  
それでは議題4「認証アーキビストに係る実態調査の実施について」、事務局からご説明をお願いしたい。

#### 議題4 認証アーキビストに係る実態調査の実施について

- 梅原統括公文書専門官 資料5に基づき説明

昨年5月の第8回の認証委員会において、育児・介護休業における特例措置を設けるかどうかについて議論した際に、委員から「特例措置の検討のためには、認証アーキビストの現状把握のデータが必要ではないか」とのご意見をいただき、検討を始めたものである。

次いで、9月の第9回の認証委員会においては、1月以降に検討を開始する旨をお伝えし、その際も若干のご意見をいただいた。本日は、調査の方針を説明し、また、検討中である調査票の素案をお示しするので、ご意見を賜りたい。

まず、本調査の目的は、「認証アーキビストの定着に資する取組の参考とするため、現在の勤務状況、勤務条件、教育・研修環境の実態調査を行う。」とした。

「2. 検討事項」の「(1) 対象者」は、認証アーキビスト 247名とした。なお、第9回の認証委員会において、「今後認証要件を満たす可能性のある者」も対象に加えるべきではないかのご意見をいただいたが、アンケート調査で得られた「今後認証要件を満たす可能性のある者」は、各館側の申出によるものであり、実際には専門的な業務を行っている者を補助・補佐する立場にとどまる可能性がある。したがって、調査対象の条件をそろえ、より正確な結果を得るために、今回は、それらの者は対象者に含めないこととしたい。

「(2) 実施方法」は、質問項目を作成した上で、インターネット上に回答フォームを設置し、認証アーキビストの方々のメールアドレスへ回答フォームのURLを送付する。このようにオンラインで回答を得ることで、個人情報に配慮しつつ、迅速に集計し、できるだけ速やかな結果の報告をしたいと考えている。

「(3) 調査内容」は、5つの大問に分かれる。大問の1)では、「回答者の属性」として性別、年齢等をお聞きする。2)では、「現在の勤務状況」として、勤務先の種別や勤務エリアをお聞きする。3)では、「現在の勤務条件・環境」として、雇用形態や休暇制度などをお聞きする。4)では、「教育・研修環境」についてお聞きする。5)では、「その他」として、今回このような調査をする際に、あわせて質問したい内容を含めた。

調査票の作成に当たっては、全国消費生活相談員協会が実施した会員の实態調査、アメリカのアーカイブズ専門家を対象に実施した全国調査である「Archival Census」、また、日本図書館協会が実施した非正規雇用職員に関する実態調査を参考にした。

今後のスケジュールであるが、本日ご議論をいただいた上で、4月には業者と契約をし、速やかに調査に着手したい。予定では、5月に回答を締切り、6～7月で集計をして、次々回になると思うが、8月末あるいは9月の認証委員会で結果の報告をしたいと考えている。

実際の調査項目については、資料5の3ページ以降に「認証アーキビスト実態調査票(素案)」をお示した。素案であるが、ポイントになるところだけご説明をしたい。

まず、設問数は、最大で47問となっている。ただし、設問によっては枝分かれをしているため、人によって回答数は少なくなる。

本調査では、現在就業しており、かつ、職務基準書に定める職務を行っている方々の勤務条件、教育・研修関係の調査ができるような質問内容としている。そのため、問8におい

て、現在就業していないと回答された方は、これ以降の勤務状況等に関する質問への回答が不要となり、最後の大問（５）の間 39 へ飛ぶという形になっている。また、問 13 に示しているとおり、現在は職務基準書に定める職務を行っていない方、例えば、地方自治体において勤務されているが、異動によって現在は学校教員をしている方などについても、これ以降の勤務状況や勤務条件に関する質問への回答が不要となり、この場合も大問（５）の間 39 へ飛ぶようにしている。

このように、大問（５）へ飛ぶ方々は、認証アーキビスト名簿で確認できる範囲では、全体の 1 割程度であろうと考えられ、そういう方々を差し引いても、200 名以上の回答が得られるのではないかと考えている。

また、大問（３）現在の勤務条件・環境の間 17 において雇用形態をお聞きする。正規雇用の常勤職員の方、また、民間の正社員の方々は、問 26 の賃金体系の質問に飛んでいただく。非常勤などの非正規雇用の方々は、問 18 から問 25 で雇用契約期間や勤務日数、更新についてお聞きする。

問 28 の年収については、センシティブな質問内容ではあるが、本実態調査票を作成する際に参考にしたアメリカの「Archival Census」では年収額を聞いている。また、全国消費生活相談員協会の調査においては、賃金、ボーナスの具体的な金額を回答させている。本調査では具体的な金額を回答させるのではなく、一定の枠で幅を持たせた選択肢にし、また「答えたくない」という選択肢も設けた。

なお、今回の調査の前提として、取りまとめをする当館側でも個人を特定できるようなことにはならないように細心の注意を払い、幅を持たせた選択肢とし、センシティブな質問など、回答しづらいと思われる質問については、「答えたくない」という選択肢を設けている。

問 30 については、例えば、年収が 300 万円とした場合、「非常勤」の方が「主な収入源」とした 300 万円と、「パートタイム」の方で「自分以外の家族の収入が主な収入源」とした 300 万円では、同じ 300 万円でも意味が違ってくる。その点を把握するために、この質問を設けている。

大問（５）の間 39 や問 40 の質問は、就業のきっかけ、アーカイブズ関係の学習歴に係る質問であるが、「Archival Census」を参考にしている。

以上、あまり質問が多くならないようできるだけ努め、調査票の素案を作成した。

本日は、この実態調査については決議をとるものではない。調査票の質問内容や選択肢を含めて、実態調査はこのような内容、方向性で行うことをご承知おきいただきたいという趣旨である。調査票の細かい文言については、今後、事務局にて整理したい。

なお、本実態調査は、できれば今後も定期的実施をし、認証アーキビストの実態把握に努めてまいりたい。継続的に調査することで様々な事柄について変化がみられるのではないかと、また、それがアーキビストの社会的地位の向上などに結びついてくれればよいと期待をしている。

説明は以上である。

- 高埜委員長 委員の先生方から何かご意見、ご質問などあればお願いしたい。
  - 井口委員 調査票に赤字で「※非常勤のみ回答」とあるが、常勤の方々は答えなくてよいということか。
  - 梅原統括公文書専門官 そのとおりである。例えば、調査票の 6 ページの間 18 から問 25 に赤字で「※非常勤のみ回答」と記載している。ここは非常勤などの非正規雇用の方のみお答えいただき、常勤や民間の正社員の方については回答不要である。
  - 高埜委員長 事務局で今後検討を重ねていただく余地はまだあるけれど、何かお気づきの点があれば、ご意見をお願いしたい。
  - 井上委員 問 3 の「アーカイブズ関係の職務に従事した勤務年数の累計」について、過去の勤務経験も含めてということはもちろん分かるけれども、これは調査票の最初のほうの質問であり、回答者がまだどういふことをこの調査で聞かれるかがよく分かっていないと思うので、過去の勤務経験も含める旨を記載しておく、より分かりやすいと思う。
- また、問 9 で「勤務先の種別」の選択肢に「民間企業」がある。これはどのような民間企

業を指しているのか。最近、IT関係の企業が文書管理のシステムのコンサルをすることがあり、そういったところにも公文書管理に関係する方がいたりする可能性があるのかと思う。今回の調査対象者の勤務先は既に分かっているから、あまり関係ないかもしれないが、ここで言う「民間企業」とはどういうところなのかが気になった。

問 28 については、常勤の方に対する質問ということかと思うが、非常勤の方もどのぐらいアーキビスト関係の仕事で収入が得られているか聞いておきたい気がするが。問 28 は全員回答か。

○梅原統括公文書専門官 問 28 は雇用形態にかかわらず全員に回答いただく。

○井上委員 失礼した。少し勘違いしていた。

○高埜委員長 ほかの先生方はいかがか。

○大賀委員 問 9、問 10、あるいは問 17 について、例えば異動して今は自治体の役所に勤めているという人は、すべて回答は「その他」になってしまうのか。問 9 の「勤務先の種別」は、選択肢に「大学」はあるけれど、高等学校はない。教育現場に異動した方の場合は、問 9 では「7. その他」を回答ということになるのか。

○梅原統括公文書専門官 問 9 で、現在学校現場にいらっしゃる方は、「7. その他」と回答していただくことになると思う。

○大賀委員 地方公共団体で一般の行政事務を担っている方も、回答は「7. その他」になるのか。

○梅原統括公文書専門官 そのようになると思う。

○大賀委員 承知した。そうすると、問 9 は民間企業だけが特出ししているということか。

○梅原統括公文書専門官 今、お話をお聞きしていて、問 9 などを含め、大問（2）については、設問の順序を入れ替えたほうがより分かりやすくなるかもしれない。つまり、問 13 の「現在、勤務先の機関において、職務基準書に定める職務を行っていますか」を先にお聞きして、その後、問 9 の「勤務先の種別」をお聞きすれば、回答しやすいかと思う。設問の順序の入れ替えは、今後事務局で作業したい。それから、自治体の職員の場合、公文書館に勤務していないと問 9 の回答は「7. その他」になるが、やはり分かりにくいだろうか。

○大賀委員 「7. その他」に含めてもいいけれど、民間企業だけが別になっている。認証アーキビストとなった方の中にはいろいろな企業にお勤めの方がいたので、そういうことを想定されて選択肢を設けたかと思うが、そこだけ特出しされていて、それ以外の方をすべて「その他」でくくってしまっているのが気になった。

○高埜委員長 井口委員、どうぞ。

○井口委員 今、大賀委員がおっしゃっていることと同じであるが、問 9 は回答する際に迷う人が出てくるのではないか。選択肢の「1. 公文書館等」の国・独立行政法人、地方自治体、あるいは大学アーカイブズについては、何に基づいて設置された機関であるかは分かるが、例えば沖縄県公文書館は、運営は指定管理になっている。運営が委託されている場合、勤務する現場は公文書館であるが、雇用主は公益法人や民間企業になるため、回答者が問 9 では「民間企業」を選ぶべきかどうか迷うかもしれない。注釈や解説を書いておいたほうが回答者にとって答えやすいと思う。その辺の工夫をお願いしたい。

○高埜委員長 ほかに何かアドバイスいただけたらお願いしたい。

○太田委員 今後検討されるときに参考になればということで、気づいた点を申し上げたい。

問 5 の「大学、大学院における専攻分野」は、例えば「12. 商船」などかなり細かい選択肢がある一方で、「情報」や「国際」など現在実際に多くの大学に学部として置かれている分野が選択肢にないことが気になった。また、できれば、「4. アーカイブズ学関係」は 1 番に持ってきてほしいと思った。

それから、書き方の話になるが、問 6 と問 7 の選択肢について、問 6 では「10. その他」のあとに「11. いずれも取得していない」となっているが、問 7 では、「9. どの学会、団体にも所属していない」のあとに「10. その他」となっている。選択肢の並びが統一できるといいと思う。

先ほどから話題になっている問 9 については、「1. 公文書館等」は国・独立行政法人、地方自治体と大学しかないが、三井文庫など民間企業の企業アーカイブズや企業ミュージア



ムの場合は、すべて「6. 民間企業」で回答するしかないのではないか。あるいは、先ほどあがっていた沖縄県公文書館もそうであるが、指定管理を受けているところの財団法人や、企業アーカイブズにおいても財団法人をつくって運営しているアーカイブズ機関は非常に多いかと思う。そういった機関の選択肢がないことが気になった。

問 11 の「3. 関東」と「5. 近畿」について、関東では首都圏とその他の県、近畿では阪神圏とそれ以外の県では人数が大きく異なっているの、わけたほうがいいのかもわからない。

あと、これは全体に関わる話になるが、非常勤の方の中には、週 2 日勤務の仕事を 3 つ勤めているという方がいらっしゃるの、回答する際にどの勤務先を念頭に答えればいいのかと。非常勤の方の中にはそういうことが起きてくるかもしれないと思う。

○高埜委員長 ほかに何かアドバイスいただける方ありましたらどうぞ。

○井上委員 既に出た話であるが、問 5 の「大学、大学院における専攻分野」については、選択肢に「関係」の文言があるものとなないものがあり、また「12. 商船」だけ特出ししている理由が分からない。この辺については、全体を見直していただいたらよいと思う。

問 9 については、先ほど大賀委員からお話があったように、なかなか分かりづらいというのはそのとおりだと思う。市役所などの自治体の公文書関係のお仕事をしている方は、「7. その他」になるということである。今、認証アーキビストの方の中にもそういう方はいるが、「7. その他」にくるような感じがしない。そのため、公文書館勤務ではないけれど、公文書関係の仕事をしている方を捨てる選択肢にしたほうがいいのかという気がする。

そうすると、そもそも「勤務先」とは何なのかと思う。問 10 の「勤務先機関の設置者」は、問 9 で聞かれた勤務先が機関として独立したものでなければいけないのかなど、いろいろよく分からないところが出てきてしまう。その辺については、最後の見直しのときに整理していただければと思う。

問 9 の「7. その他」については、括弧で「自由記述」とすると、拾えなかったものが分かり、次回以降の調査で、それを選択肢に加えるということもあり得るかもしれない。

○高埜委員長 どうぞ。

○井口委員 問 5 の「大学、大学院における専攻分野」は、日本学術会議がどのように分類しているかというのと、それから、日本学術振興会の科研費を受け付けるときの分野を参考にと、もう少し現状に近い選択肢になると思う。

○伊藤上席公文書専門官 説明を補足したいと思う。問 5 の「大学、大学院における専攻分野」については、先ほど井口委員からご指摘があった科研費の分類なども調べており、事務局でもいろいろと検討したが、なかなかぴったり来るものがなかった。何らかのよって立つものがないといけないのではないかということで、今回お示した選択肢は、文科省のホームページに載っている中分類と小分類を参考にしながら作ったもの。本日、いろいろと意見を頂戴したので、改めて整理をして進めたい。

○高埜委員長 あとは事務局でご検討いただいて、実施に向けて進んでいただくということによるしいか。実態調査票には、質問の前に実施の趣旨を書かなくてはいけないと思う。冒頭で梅原統括公文書専門官からいろいろと意義を語っていただいたので、ぜひ調査に答えたいという気持ちになるような文章を調査票に書き加えていただければと思う。議題 4 については以上としたい。

最後に、議題 5 「アーキビスト認証に係る拡充検討について」に移りたい。事務局から説明をお願いしたい。

## 議題 5 アーキビスト認証に係る拡充検討について

○梅原統括公文書専門官 資料 6 に基づき説明

今回は、第 9 回の認証委員会の議論を踏まえて、事務局において今後検討する上でのたたき台を作成した。改めて説明させていただき、ご意見を賜りたい。

第 9 回の認証委員会から半年ほど経過したため、背景を確認しておきたい。まず、資料 6 「1. 背景」であるが、いわゆる「准アーキビスト」（仮称）を検討することとなったきつ

かけは、アーキビスト認証準備委員会が令和元年12月にとりまとめた「アーキビスト認証に関する基本的考え方」において、「認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」（仮称）の速やかな導入を目指すべきことが明記された」ことによる。

令和2年度に入り、想定されるタイプについて、行政機関において文書管理の知見・経験を持つ実務者（Aタイプ）、アーカイブズ機関に配置され、既に実務に携わっている認証アーキビストの候補者（Bタイプ）、実務経験はないが、アーキビストに必要とされる知識・技能等について体系的な教育を受けたアーキビストを目指す者（Cタイプ）という大きく3つに分け、その資格化についてご議論いただいていた。

このうちAタイプ、つまり行政機関において文書管理の知見・経験を持つ実務者については、現在、内閣府において公文書管理の専門人材の配置の検討が進められており、本委員会でも、公文書管理課の杉田前課長や、本日お出でいただいた吉田課長から説明があったとおり、まずは研修受講によって人材育成に取り組むこととし、その資格化については、必要があれば検討することとなっていると承知している。

その後、参考4にあるとおり、本年2月7日の「行政文書の管理に関するガイドライン」の改正に伴い、その中にも専門人材の育成・確保の取組を強化していくことが示された。

一方、Bタイプ、Cタイプについては、全国公文書館長会議構成館からのアンケート・ヒアリングの結果において、実務経験はないが、必要な知識・技能等を習得した者に対して、資格付与を求める回答が多かった。

これらの結果を第9回の認証委員会において報告し、まずはその目的についてご議論いただいたところである。その中でいただいた意見を、「2. 第9回アーキビスト認証委員会での「准アーキビスト」（仮称）に係る主な意見」に掲げたとおり、大きく3つに整理した。

事務局では、この第9回の認証委員会の議論を踏まえ、資料6の5ページの表「国立公文書館における「准アーキビスト」（仮称）の仕組み（たたき台）」として整理した。本日は、この表について、抜け落ちているポイントや、考え方に間違いが無いか、ご意見をいただきたい。

本日ご議論いただく前提条件として、「3. 「准アーキビスト」（仮称）の仕組み」として次の2点を確認しておきたい。

一点目は、当館が運用を行う公的な資格とすること。議論が進む中で、果たして国立公文書館が業務として行うべきものなのか、という疑問が生じることも想定されるが、まずは当館が行うという前提に立った形で考えていきたい。

二点目は、全国公文書館長会議構成館へのアンケートやヒアリング結果を踏まえ、知識・技能等を修得した者の認定から検討したいと考えている。

本日ご議論いただいた結果を踏まえて、次回の5月の認証委員会では、この「たたき台」の修正案を提示して、課題の整理を終えたいと考えている。その上で6月以降になるが、とりまとめた「たたき台」をもとに、高等教育機関に対して調査を行い、そちらの意見も得た上で、8月末から9月の認証委員会で改めてご議論いただきたいと考えている。

それでは、資料6の5ページにある「たたき台」の表をご覧いただきたい。なお、「たたき台」では「案1」、「案2」を並べているが、本日はどちらかを選択するものでなく、議論を進める上で何が課題となるのか、課題を解決するためにはどのような方法があるのかご意見をいただきたい。

まず、「目的」であるが、第9回の認証委員会で提示したものを載せている。

次に「位置付け」であるが、前提条件で確認したように、内閣府（内閣総理大臣）から事業認可を受け当館が運用する仕組みとなる。

「名称」は、「准アーキビスト」（仮称）としているが、レベル感を確認した上で、改めて検討する必要があると考えている。

「認定者」については、ご覧のとおりである。

「主な認定対象」については、「案1」は大学院生や現職者を、「案2」は大学の学部生をそれぞれ想定している。

「認定要件」については、「案1」では既に認証アーキビストの一要件となっている知

識・技能等の修得要件を用いる。一方、「案2」では、新たに要件を定める必要がある。参考までに、学部レベルで独自の資格を付与している別府大学の事例を挙げている。現段階で事務局において把握している大学学部レベルの資格認定は、この一例のみである。

「その他」については、資格認定方法、登録料の有無、更新の有無など、「案1」、「案2」のいずれになるとしても検討しなければならない項目である。

6ページに移っていただきたい。「案1」、「案2」のそれぞれのメリットと課題を整理した。まず、「案1」、「案2」ともに、認定された者の名簿ができることで、全国にどのようなアーカイブズに係る人材がいるか把握できるというメリットがある。さらに、「案1」では、既存の仕組み、これは先ほど申したとおり、認証アーキビストの一要件である知識・技能等の修得要件を活用することで、速やかな導入が可能と考える。また、認証アーキビストとの連続性が確保でき、認証アーキビストになるための道筋を示すことができると考えている。さらに、全国公文書館長会議構成館のアンケートやヒアリング結果で得たニーズと合致する。

次に、「案2」のメリットであるが、その対象を大学学部生とすることで、「案1」よりも、社会的理解や認知度の向上に資する可能性が考えられる。また、アーキビスト認証の仕組みの立ち上げにより、大学院での科目設置が進んできたように、大学におけるアーカイブズに関する科目設置の呼び水になる可能性が考えられる。

課題については、まだまだ不明な部分が残っている。高等教育機関における資格取得の需要や科目設置に係る情報収集は足りていない。

「案1」では、養成人数が限定されるため、社会的理解・認知度の向上にはつながりにくいのではないかと。また、「准アーキビスト」として認定しても、既にそれぞれで行われている科目修得に係る証明書や研修の修了証との違いが明確ではなく、新たな資格創設のメリットが少ないのではないかと懸念もあると思う。

「案2」の課題として、「案1」と比べ、科目内容のレベル感や必要単位数の設定などについては、中長期的な検討が必要となろう。また、資格を取得しても、認証アーキビストの要件にはならないため、認証アーキビストにはつながらない。さらに当館がこの仕組みを構築した場合に、どの程度高等教育機関側が科目を開設できるかという点も不明である。当館や国文学研究資料館で行っている研修についても、現段階では大学学部生向けのものは開設されておらず、この仕組みに見合う研修をこれから準備することができるかといった課題もある。

以上、「たたき台」の表の中で、考え方や方向性について、あるいは、まだ検討すべき課題があればご指摘をいただきたいと思う。

説明は以上である。

○高埜委員長 それでは先生方からいろいろとご意見をお願いしたい。

ご説明があったとおり、本日は「案1」、「案2」のどちらかを選択するという議論ではなく、それぞれの案に対して、何が課題となるか、あるいは、ご意見、アドバイスなどを頂戴したいと思う。

○大友委員 アーキビスト認証の仕組みが出来上がり、報告にあったとおり、大学院ではアーカイブズに関する科目の開設や開設の検討をする状況が進んできており、今後も続く見込みとの話もあった。大学院で科目修得をしたとしてもすぐには認証アーキビストにはなれないので、そこを「准アーキビスト」という形で資格が取得できるのであれば、実務経験を積む間、職がつながるといって希望を持ち取り組める形にすることがとても大切ではないかと思う。その結果として、さらに参入しようという大学、履修しようという方も増えてくるというような好循環を生み出すのではないかと思う。また、採用する側も、認証アーキビストあるいは「准アーキビスト」を雇用しようという意識が生まれれば、さらに好循環を生み出すのではないかと思う。そういう意味で、「案1」は速やかに導入することが重要だと思う。

一方、教員免許や学芸員、図書館司書は、大学学部で資格を与える仕組みを持っている。アーキビストに関する資格も、それを追求していくということは重要ではないかと思うが、事務局から説明があったとおり、「案2」に関してはやはりいろいろ検討しなくてはならないことが多いと思う。

- 高埜委員長 確認であるが、資料6の1ページ目の「2. 第9回アーキビスト認証委員会での「准アーキビスト」(仮称)に係る主な意見」3つ目にある「基礎的知識(大学学部レベル)を得たのみで「アーキビスト」と称するのは疑問」とあるが、これは「准アーキビスト」という名称であってもよくないという意見か。確か福井委員の意見であったか。
- 福井委員 これはもともと、「アーキビスト」という称号自体がレベルの高いものではないかという、そういう認識だったかと思う。
- 高埜委員長 「認証アーキビスト」はなかなか簡単ではない水準だと思うが、「准アーキビスト」は「准」がついたぐらいでは駄目だろうか。「准アーキビスト」の名称は仮であるから、また何かふさわしい言葉があればつけばよいと思う。  
当面は「准アーキビスト」であるが、大ざっぱに言えば、「案1」は大学院を出た状態で実務経験がない。「案2」は学部卒業で関連科目を取得する。これを「准アーキビストA型」と「准アーキビストB型」という言い方になるか分からないが、いずれも、それぞれが認証アーキビストにどうつながっていくのか、その道筋をしっかりとってあげなければいけない。
- 他の先生方も、どの観点からでも結構であるので、ご意見をお願いしたい。
- 太田委員 今の高埜委員長の質問の絡みで、私も前に発言したことを思い出したが、「准アーキビスト」の「准」という言葉は、一般の人のイメージは、大学の教授と准教授のような感じだと思う。そうすると、「たたき台」の表では、名称を「案1」、「案2」の両方とも「准アーキビスト」にしているけれども、もう20年以上前から大学院レベルだと言っている「アーキビスト」と直接つながる「案1」は「准アーキビスト」でもいいのかと思うが、「案2」については、やはり違う名称を考えたほうがいいのかと思う。  
「案1」は今の想定では、「准アーキビスト」の資格を取って実務経験を積みば認証アーキビストになっていく。「案2」は、社会的理解や認知度の向上という、社会全体に広がっていくという目的が強い。大学で資格を取られてそのまま社会に出られた方にとって、認証アーキビストへの直接のルートとしては難しくなってくる。思いつきではあるが、アーキビストというよりは「アーカイブズサポーター」などというような違う名称のほうがよいのではないかと思う。  
なお、「案2」が必要ないということではない。まったく逆である。今日は、「案1」と「案2」を比較してどちらがよいかという議論はしないということであったが、私は両方とも必要だと思っている。「案1」と「案2」を比較してどちらかだけやるという性格のものではないのではないかと思っている。  
その上で、「案1」は、早くから必要性が言われており、ある程度やろうと思えばすぐにでもできるぐらいのところまで固まってきている。それに対して、「案2」は、確かにまだいろいろ考えていかなければならないところがある。両方必要だけれども、まずは、全国の公文書館などからも必要だと言われている「案1」について、スピード感をもって具体化させていく。「案2」についても、少し遅れながら検討していくというようなことで、二者択一ではなく議論をしていっていただけるといいと思う。
- 高埜委員長 時間差を設けてということか。井口委員、どうぞ。
- 井口委員 1年目の認証者は190名、今年度とあわせて247名。来年度はどれぐらいになるかわからないが、申請者は恐らく減っていくと思う。もちろん、新たに科目開設をした大学院が増えてきたから、そこで学んだ方々がいずれ申請してくるとは思うが、減る理由は、現場をみると、論文が書けないこと。「紀要の論文等」に該当する修士論文レベルの論文が書けない。「紀要の論文等」の提出は、現場ですっとやっている人たちに対して、認証アーキビストへの申請をものすごく躊躇させていると思う。  
とにかく今までやってきたことをまとめるためにも、国文学研究資料館のアーカイブズ・カレッジか、あるいは国立公文書館のアーカイブズ研修ⅠとⅢを受講してきなさい、現場ですっとやっている人や、行政の職員の人でも研修を受講すれば何らかの資格を申請できるんだよ、認証アーキビストを補助できる資格が得られるんだよ、認めてもらえるんだよという励ましを与えることをしないと、だんだんみんなが躊躇していく危機感を持っている。そういう意味では、「案1」はできるだけ早く現場を元気づけるために、必要ではないかと思

う。名称については、司書の場合は司書補がつく。「アーキビスト補」では変だし、何かよい名前はすぐには思い浮かばないけれど、とにかく現場を見ているとそういう印象を持つため、考慮していただければと思う。

○高埜委員長 ほかにいかがか。

資料3の昭和女子大学の様式1の資格付与者の欄に、「昭和女子大学認定アーキビスト1級を付与」とあるが、これは2級も付与することも考えているということになるのか。

○幕田首席公文書専門官 大学院では1級を付与、大学学部では2級を付与することを考えていると聞いている。

○高埜委員長 ということは、学部にもアーカイブズ関係の科目開設を視野に入れているということなのだろうか。

○幕田首席公文書専門官 そのように聞いている。昭和女子大学からは、ある程度の形ができたところで情報提供いただきたいという話になっている。

○高埜委員長 別府大学は、取得しなければいけない科目が多く、その中には実習も位置付けられており、結構厳しく育てられているようなカリキュラムに見えるが、しかしながら資格付与がない。ちなみに、学習院大学でも、今度の4月からは学部の授業でも別府大学に近いぐらいの科目数が開設されると発表している。

そのほかに何かご意見あるか。どうぞ。

○太田委員 基本的な進め方についての意見は、先ほど申し上げたとおりであるが、「案2」についてはまだ考えていかなければならないことが多いが、課題として挙がっている中で、これは大丈夫ではないかと思う点もある。例えば、別府大学の22単位はすごい単位数であり、別府大学のレベルで考えると、ほかにはないということになってしまうかもしれないが、今の学習院でも12単位ぐらいの授業を持っている。それがさらに拡充する予定とのことである。昭和女子大学も同じように、学部でも授業を行うという。それから、他の大学でも、学部のときに先にアーカイブズに関する科目の単位を取って、それを修士課程に進んでから活かすことができるという設計をしているとの話を聞いた。単位数が多い別府大学を基準にすると厳しいが、認証アーキビストが12単位という点で考えれば、もう少しハードルが下がってきて、他の大学でもやれるようなところが増えてくるのではないかと思った。

「案2」の課題の最後に、国立公文書館や国文学研究資料館の研修がないということであるが、認証アーキビストと横並びにして、大学と研修の両方がなければいけないということはないと思う。大学のほうで学べる場が増えてくれば、これは必ずしも課題とはならないのではないかと思う。

あと、最後に質問であるが、「案1」の課題の最後にある「研修修了証との違いが不明確」という意味がよく分からない。研修を受講すると研修修了証をいただくが、それと資格を得ることに差がないということだろうか。大分差があるような気がするが。

○梅原統括公文書専門官 事務局としては、意味があるということであれば、その理由やご意見をお聞きしたいと考えていた。

○幕田首席公文書専門官 今回は課題を潰していくために、資料では疑問形で投げかけている。

本日と次回5月の認証委員会でご意見を頂戴し、それを踏まえて高等教育機関への調査を行い、また秋以降の認証委員会でご議論いただきたい。

○井口委員 大学学部においてアーカイブズを学べる場が新しくつくられて、広がっていくのは大歓迎であるが、一方で井上委員にもお聞きしたいが、現実の大学ではCAP制を設けている大学がかなりある。つまり、年間に取れる単位数について、資格に関わるものを含めて上限が決められている。文学部の例でいえば、学生は圧倒的に教員免許状を取りたがる。それに学芸員や司書の資格など、そのほかいろいろな資格を取りたくなる。学芸員と司書の資格は、履修すべき単位が似ているから流用できるが、特定教育の教員免許状を取ろうと思うと、別の専門科目も取らなければいけない。そうすると、CAP制があるので、そんなに多くの単位を取れなくなり、どれか諦めなければいけない。大学側にはこういう事情があるため、こちらが間口を広げていこうとしても、お客さんがなかなか乗ってこないという制度的な制約がある。その辺も少し念頭に置きながら考えなければいけないのではないか。

○井上委員 井口委員のおっしゃるとおり、学部でCAP制を設けているところは多いと思う。特

に文学系でどの資格取得を目指すかということになると、資格間競争が生じ、世間的に広く認知されていないアーキビストは劣勢になるかもしれない。別府大学のようにアーキビスト養成に力を入れるところが出てくれば、積極的に学生にも勧めることができるだろう。事務局からもご説明があったように高等教育機関に働きかけてそうした大学の取組を促すとよいのではないか。そういった事情もあるので、「案2」については時間がかかると思う。高等教育機関との連携がなければ、うまくいかないという印象を持った。

○高埜委員長 時間が限られているが、何か他にご発言があればお願いしたい。なければ、この議題はそろそろ終了したい。どうぞ。

○幕田首席公文書専門官 議題2の際に井口委員から、昭和女子大学の「アーカイブズ情報論」とはどういう科目なのかとご質問をいただいたが、確認ができたのでここで答えたい。「アーカイブズ情報論」では、メディア保存や、デジタルメディアの管理などのメディア関係が中心となる科目とのことである。詳しくは、5月の認証委員会の場でご説明したい。

○高埜委員長 それでは、これで議題5については終了し、本日の議題は全て議論を尽くしたということにしたい。

最後に、鎌田館長よりご挨拶のほどよろしくをお願いしたい。

○鎌田館長 本日も大変ご熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。

最後の議題も含め、継続して議論していく課題がいくつもあるので、当館で整理して、改めてお諮りしたい。

次回の認証委員会では、令和4年度アーキビスト認証の実施と、本日ご議論いただいたアーキビスト認証の拡充検討について、引き続きご意見を承りたい。認証アーキビストの定着については、今後も当館にとって、また日本の公文書管理制度全体にとっても大変重要な課題であるので、引き続きよろしくご指導のほどお願い申し上げ、閉会のご挨拶としたい。本日はどうもありがとうございました。

○高埜委員長 ありがとうございました。それでは事務局から連絡事項をお願いしたい。

○梅原統括公文書専門官 本日の議事の記録については、後日ご確認をいただきたい。

また、次回の認証委員会については、年度が替わり5月中旬から下旬にかけて調整をさせていただきます。大変お忙しいと思うが、どうぞよろしくをお願いしたい。

○高埜委員長 それでは、以上をもって第13回アーキビスト認証委員会を閉会する。

以上